

表示が義務付けられているアレルギー物質として、



えび



かに

が追加されました。

食品衛生法では、アレルギーをもつ方の健康被害を防止する観点から、アレルギー物質が含まれる加工食品には、原材料としてこれらを含むことを表示しなければなりません。

これまで表示が義務付けられていたアレルギー物質は「卵、乳、小麦、そば、落花生」の5品目でしたが、このたび、新たに「えび、かに」が追加され、平成20年6月3日から表示義務の対象となりました。ただし、平成22年6月3日までに製造、加工もしくは輸入される食品または添加物については、これまでどおりの表示も可能です。

「えび、かに」を使用している、または原材料にそれらが含まれる食品を取り扱う事業者の皆様には、早めに表示の切り替えをお願いします。

表示が必要なアレルギー物質

	アレルギー物質の名称	表示が必要な理由
表示義務 (7品目)	 卵  乳  小麦	発症件数が多い
	 えび  かに	
	 そば  落花生	症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要なもの(症状が重篤な割合が多いもの等)
表示を奨励 (任意表示) (18品目)	あわび、いか、いくら、オレンジ、 キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 豚肉、まつたけ、もも、やまいも、 りんご	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの
	ゼラチン	豚肉、牛肉由来であることが多い

注意！ 製造・加工等アレルギー物質を使っていなくても、原材料にアレルギー物質が含まれている場合も表示の対象となります。原材料の表示ラベルをよく確認しましょう。